

令和3年度 観光誘客促進取組事業補助金実施要領

湯沢雄勝広域観光推進機構

1 趣旨

この要領は、観光誘客促進取組事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第13条に基づき、必要な事項を定めるものです。

2 対象事業

「事業を実施することにより県内外からのお客様が多数見込める」「事業効果が広域に渡る」「観光地や商品の魅力をさらに高める」などの効果が期待される事業内容であって、事業実施後も継続が見込める取組であること。

対象となる事業を、以下のとおり例示します。

- (1) 誘客イベントの開催
- (2) 旅行商品の造成
- (3) 国内外の旅行代理店またはマスコミ関係者等の招聘
- (4) 体験プログラムの企画及び実施
- (5) その他継続的な誘客に資すると認められる事業

3 補助対象者

企画提案書を受理してから、申請者が湯沢市又は雄勝郡内に住所を有する（法人及び団体については、実際に活動拠点としている）ことを証する書類の提出を求める場合があります。

4 募集期間等

(1) 募集期間

公募を開始した日から、令和3年5月14日（金）までとします。

上記期間内に、企画提案書を機構事務局に持参又は送付してください。最終日の5月14日は、午後3時まで受付します。

提出先

〒012-0857

湯沢市千石町二丁目1-10

雄勝地域振興局総務企画部地域企画課内

湯沢雄勝広域観光推進機構事務局（TEL 0183-73-8191、FAX 0183-72-5057）

(2) 事業期間

補助金交付決定を受けた日から、令和4年3月31日（木）までとします。

採択された案件でも、補助金交付決定前に着手している場合は、採択を取り消す場合があります。

5 補助対象経費等

(1) 補助対象経費

以下のとおり、例示します。

- | | |
|-----------|--|
| (ア) 謝金 | 講演者等への謝礼、手当 |
| (イ) 旅費 | 交通費、宿泊費 |
| (ウ) 印刷製本費 | ポスター、チラシ等の作成費 |
| (エ) 消耗品費 | イベント等で使用する消耗品 |
| (オ) 原材料費 | 資材、調理体験用食材等 |
| (カ) 通信運搬費 | 郵送料、通信費 |
| (キ) 使用料 | 会場費、機材等の借上料 |
| (ク) 委託料 | 新聞等広告宣伝費、旅行企画代行費
(技術的に自ら実施できない業務の委託に限る) |

(2) 補助対象外経費

飲食経費（商品試食等のための食材購入を除く）と備品購入費は、対象外とします。
なお、備品とは、単価が概ね3万円以上（税込み）の「耐久年数が1年以上で長期間にわたり形状を変えずに繰り返し利用出来るもの」を指し、ソフトウェアやホームページ等の無形の資産も含まれます。

6 審査会と採択

(1) 審査会

提出された企画提案書をもとに、書類審査を行う。ただし、必要に応じ申請者によるプレゼンテーションによる説明を求める場合があります。

説明を求める場合、プレゼンテーションの日程や会場等は、後日通知します。

(2) 採択

採択結果は、令和3年6月中旬までに通知します。

なお、予算内での採択となるため、採択された案件の中で点数が一番低かった案件については、審査員の意見等にかかわらず、補助金額を減額して交付する場合があります。

7 補助金交付の条件

(1) 交付決定前

要綱第10条に規定する条件以外の条件を付す場合があります。

また、補助金交付申請の審査結果によっては、補助金額を減額する場合があります。付された条件では事業を実施出来ない場合は、採択辞退届（様式は任意）を提出してください。

(2) 交付決定後

2割以上事業費が増減する場合や支出項目間での費用の流用（少額の場合を除く）が発生する場合等は、要綱第10条（2）の規定により必ず機構事務局に連絡してください。

また、収支予算に剰余金が発生した場合や、収入が発生した場合は、当該補助金を減額します。交付決定後に補助対象経費の額が増額した場合においても、補助金の額を増額することはできません。

8 実績報告書

対象経費については、全て証拠書類（領収書の写し等）を添付してください。

また、相手方の事情などにより領収書等を徴収出来ない場合は、事務局に相談してください。

9 請求

(1) 請求書の様式

必要事項（請求者、請求年月日、請求金額、請求内容、振込先など）を記載した任意の様式で構いません。

(2) 振込先

補助金は、請求書に記載された金融機関の口座に振り込みます。

ただし、交付決定事業者名と口座名義人が明らかに異なる場合は、振り込むことが出来ませんのでご注意願います。

○お問い合わせ先

湯沢雄勝広域観光推進機構事務局

（秋田県雄勝地域振興局 総務企画部 地域企画課内）

電話番号 0183-73-8191

F A X 0183-72-5057